

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇〇トリッ	03I008317	一	船舶	平成二十八年四月一日 ） 平成二十八年九月三十日
五〇〇トリッ	03I008321	一	船舶	平成二十八年四月一日 ） 平成二十八年九月三十日
一〇〇〇トリッ	03J028134	一	船舶	平成二十八年四月一日 ） 平成二十八年九月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

神奈川県横浜市金沢区白帆一  
横浜ベイサイドマリーナ株式会社

免税証を交付した事務所

埼玉県自動車税事務所

亡失年月日

平成二十八年九月三十日